

# 石島会計メモ

平成25年2月号



中央区日本橋本石町  
3-3-15 田所ビル  
石島公認会計士事務所  
(03)3275-1311  
発行責任者 石島洋一

## 孫への教育資金贈与は1500万円まで非課税

### ☆☆大幅増税となる相続税の裏で…

今、相続税の対象となる人は4%程度です。亡くなった人のうち、相続税が課せられるのは25人に一人とすることですから、富裕層に対する税金と言って良いのかも知れません。これだけ課税対象が少ないのは、相続税の基礎控除が大きいということが原因としてあげられます。

相続税の基礎控除は、5000万円に法定相続人1人につき1000万円を加えた金額になります。たとえば、夫が亡くなり、相続人が妻と子2人の合計3人だったとします。その場合の基礎控除は次の算式になります。

$$\text{相続税の基礎控除} = 5000\text{万円} + 1000\text{万} \times 3\text{人} = 8000\text{万円}$$

つまり、遺産総額が8000万円以下であれば、相続税は課せられないのです。

ところが、今改正されようとしている税制では、この基礎控除を現行の6割にしようという案が出ています。先ほどの例では、

$$\text{相続税の基礎控除} = 3000\text{万円} + 600\text{万} \times 3\text{人} = 4800\text{万円}$$

これにより、相続税の納税対象者が増えるばかりでなく、課税対象額も増えることになります。さらには、超高額な相続財産については、税率もアップしようという方向にあります。相続税は大幅増税となるのです。

### ☆☆早い段階での相続対策を。

この改正は、まだ国会を通過したわけではないのですが、今の政治情勢からすると、法案成立の確率は高く、その場合には平成27年1月1日以降の相続からということになります。

その対策として何が良いか、「相続はお早めに」というのはブラックジョークです。実際に取り得る方策のうち、一番大きいのは居住用財産（あるいは事業用土地など）をどうするかだと思います。たとえば、居住用土地については、一定面積までは8割減（2割評価）となりますから、この影響はものすごく大きいのです。

（裏面に続く）

ところが、昔は相続人が住んでいればほぼ認められたこの制度が、今はかなり限定的になりました。配偶者が取得すれば良いのですが、子供等が取得する場合には同居要件などが加えられました。ですから、この居住用土地の減額が認められるような状況かどうかのチェックは非常に重要となります。

なお、この居住用の8割減の対象となる土地は、現在では240平米までですが、前述の改正時期にあわせて330平米までと改正される予定です。

居住用以外の評価減についても、複雑な条件がありますので、担当にお問い合わせ下さい。

## ☆☆イクジイ（育爺）には朗報の教育資金の無税化

最近の川柳の一つに「イクジイを 目指すも我が子 まだ未婚」というものが有りましたが、このイクジイにとっての朗報が、孫に対する1500万円（学校以外の場合は500万円）までの教育資金贈与無税化の制度創設の話題です。

これは、30歳未満の子や孫に教育資金を贈与した場合にはこれを無税とする内容です。贈与の具体的方法としては、金融機関に信託等をして、そこで教育資金への贈与金額を管理することになると思います。

まだこの制度は細かなことが決まっていないので、どこまでを教育資金と見なすかなどは不明ですが、学校への入学金や授業料に充てられるものであればもちろん、学校以外のものでも500万円までは認められ



ことになっています。もっともこの制度は、孫等が30歳に達したときまでに教育資金として使い切っていないと、その時点で未使用金額がその段階で贈与があったとされます。イクジイとしては、孫が教育資金を使いそうか、見極める必要もありそうです。

なお、この制度はすぐに始めようという政策で、平成25年4月1日より適用になります。また、期間も平成27年末までの贈与とされており、恒久化されるかどうかはわかりません。

お孫さんが大勢いらっしゃる方などには、是非一考していただきたい制度です。

教育資金贈与の問題に限らず、相続・贈与でのお悩みは石島会計にご相談下さい。

# 頑張ってきました、東京マラソン



いよいよ2月24日(日)、「チーム石島会計」の夢だったマラソンデビューです。ご覧下さい、ユニフォームならぬ**バラバラフォーム**、いかに団結力が強いかを示すものですか？写真ではわかりませんが、加藤の背中には「目指せ、最終ランナー」と書いてあることがチームの力量を示しています。ほとんど期待していなかった当選、どうせなら思い切り長い時間をかけて(長い時間をかけざるを得ないのですが)、楽しんでこようと思っています。

## ライバル登場

石島会計のお客様の中で、元気のある会社の一つに**株式会社エムエヌスタッフ**さんがあります。東京本社の他、仙台、盛岡、宇都宮、郡山、長野などに支店を持ち、飲食関連の人材派遣などを行っています。元気な社長が率いる良い会社です。

この社長夫妻が、今回の東京マラソンに参戦、石島親子が並走するのに対してこちらは夫婦での並走とか。

仕事については強烈なリーダーシップを発揮する社長も、マラソンは奥様の熱意にほだされて、1年ほど前に挑戦を決めたばかり。奥様に叱咤激励されながらのマラソンについては「婦唱夫随」のようです(家庭では?)

大会を直前にして、社長は膝痛とか、このピンチ乗り越えられるか夫婦愛。健闘をお祈りします。

(裏面に続く)



## もしかしたらフジテレビで読み上げか！？

東京マラソンのエピソード募集に応募したら、フジテレビから読み上げる可能性ありと連絡がありました。でも、**確率はものすごい低い**ようでした。ずっとテレビの前で待っていただけ、結局放映されなかったでは申し訳ないので、文章を掲載させていただきます。

私、石島洋一はもうじき65歳ですが、今度の東京マラソンはスタートからゴールまで息子慎二郎と並走するつもりです。

10年ほど前までは、全く会話のない父と息子でした。当時大学生だった息子に対して、「なぜ彼は私のことをわかってくれないのか」とずっと思っていました。ある日、ふと「自分は息子を理解しているか？」と自問してみました。

私は息子を理解する努力を全くしていなかったのです。そこで、生活の中に共通点をと思い、息子が通っていたスポーツジムに私も通うことにしました。運動など苦手な私でしたが、走ることにより健康になり、息子ともジムで少し話すようになりました。

私の仕事は公認会計士として、小さな会計事務所を営んでいますが、研修会の講師もしています。ある日、息子が言いました。

「僕の友達が、お父さんの研修会に行きたいと言っているが、良いかい？」

「うん、おいでって言いなよ」

「僕も行って良いかい？」

予期していない展開でした。

「もちろん、おいだよ」

そして、その研修会で私は一生懸命講師を務めました。その夜でした。

「今日の研修会で一生懸命やっているお父さんの仕事を見て感激もしたし、尊敬もした。そして、将来は石島先生と一緒に仕事して行きたいと思った」とメールが来たのです。

父親として、ものすごく嬉しかったです。そのことがきっかけで息子は会計の勉強をはじめ、努力の甲斐あって公認会計士試験に合格しました。今は私の事務所で働いています。私の後継者です。

そんな二人に共通目標が生まれました。一緒に東京マラソンに出場することです。スポーツジムで話しはじめ、走り始めたことから、共通目標として東京マラソンに出場することを決めるのに時間はかかりませんでした。しかし、何度かの抽選に外れました。

一昨年から出来たチャリティランで、二人同時出場は達成しました。その感激は忘れられず、また昨年も一緒に出場しました。更に今回は事務所（人員8名）のうち、4人でプレミアム会員としての抽選で当選。一緒に出ます。

特に、息子とはスタートから、ゴールまでを並走しようと決めました。もう何年かで私の仕事は息子にバトンタッチすることになるでしょうが、今回はそのリレーゾーンでの並走という感じです。

もっとも息子は4時間程度で走ることが出来ますが、私の過去の所要時間は実質タイムで5時間半程度、一緒に走るのには私には大きなプレッシャーにもなります。でも、仕事でもマラソンでも並走できる喜びを味わいながら、頑張りたいと思います。人生でこんな素敵な瞬間が来るなんて思ってもいませんでした。